

「北九州発！新商品創出事業」実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3に基づき、「北九州発！新商品創出事業」（以下「本事業」という。）の実施に必要な事項を定める。

2 本事業は、新商品の生産又は新役務の提供（以下「新商品の生産等」という。）により新たな事業分野の開拓を図る中小企業者（以下「新商品等創出事業者」という。）の新商品又は新役務（以下「新商品等」という。）を市長が認定し、市における新商品等の調達機会を拡大することで、本市の産業振興に資することを目的とする。

（新商品等の要件）

第2条 この要綱に定める新商品等とは、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。ただし、医薬品類、農薬類及び食品類並びに動物その他これらに類するもの並びに試作段階のもの並びに工事における工法又は技術を除く。

（1）地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3第1項各号のいずれにも適合するものであること。

（2）新商品等創出事業者が生産又は提供を行うものであること。

（3）国、県、市若しくはこれらの関係団体が実施する事業において承認、認定若しくは採択を受けた新商品等創出事業者のもの又は市長が指定する経済施策に準ずる分野のものであること。

（4）市の機関において用途が見込まれ、かつ、市の機関における調達実績が無いものであること。ただし、市長が指定する経済施策に準ずる分野のものについては、この限りでない。

（5）申請の時点で、生産又は提供を開始してから概ね5年以内のものであること。

（6）北九州市グリーン購入基本方針に適合するものであること。

（7）関係法令に適合するとともに、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権その他の知的財産権に関する問題が生じないものであること。

（8）品質及び安全性に関する基準に該当するものにあつては、その基準に合致しているものであること。

（申請者の要件）

第3条 この要綱による認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。
 - (2) 市内に主たる事務所又は事業所を有し、原則として引き続き1年以上事業を営む者であること。
 - (3) 市税を滞納していないこと。
 - (4) 株式会社の場合にあっては、発行済の株式が中小企業者以外の会社により2分の1を超えて保有されていないこと又は出資金額が2分の1を超えて中小企業者以外の会社に属していないこと。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
 - (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - (7) 北九州市物品等供給契約競争入札参加者の指名停止要綱第4条に規定する指名停止を受けていないこと。
- （申請書の提出）

第4条 申請者は、別に定める様式に、市長が定める書類を添付して、別に定める募集期間までに市長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請において、申請者は次の各号に掲げる事項を記載した、新商品の生産等による新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、市長に提出するものとする。

- (1) 新商品の生産等の目標
 - (2) 新商品等の内容
 - (3) 新商品の生産等の実施時期
 - (4) 新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法
- （認定基準）

第5条 申請者から提出された実施計画は、次に掲げる全ての基準に適合するものでなければならない。

- (1) 実施計画に記載の新商品等が、第2条に定めるものであること。
 - (2) 前条第2項の各号に規定する新商品の生産等に関する計画が確実に実施しうるものであること。
 - (3) 実施計画が関係法令に違反しない、又は違反するおそれがないこと。
 - (4) 実施計画が公序良俗に反しない、又は反するおそれがないこと。
 - (5) 市長が認定するにあたって適切なものであること。
- （事業者の認定）

第6条 市長は、申請者から提出された実施計画が前条に定める認定基準に適合すると認めたときは、当該申請者を新商品等創出事業者（以下「被認定事業者」という。）として認定するものとする。

2 前項の場合において、前条に定める認定基準に適合することを確認するにあたり、市長は2人以上の学識経験者を含む企業経営に関する知見を有する者によって構成される評価検討会を開催し、意見を聴かなければならない。

3 市長は、前2項の規定により申請者を認定する、又は認定しないことを決定したときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

4 第1項に規定する認定の期間は、市長が被認定事業者に対して、前項の規定による認定の通知をした日から2年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、当該期間内に調達されず、かつ、需要が予測される場合は1年延長することができる。この場合の延長は最大2回までとする。

5 被認定事業者は、前項の規定により認定の期間を延長しようとするときは、別に定める認定期間延長申請書により、前項に規定する認定の期間が終了する2か月前までに市長に申請しなければならない。

6 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、その旨を被認定事業者に通知するものとする。

（実施計画の変更）

第7条 被認定事業者は、実施計画のうち、第4条第2項の各号に掲げる事項について変更しようとするときは、別に定める実施計画変更申請書により、あらかじめ市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、その旨を被認定事業者に通知するものとする。

（実施計画の中止）

第8条 被認定事業者は、実施計画にかかる事業を中止しようとするときは、別に定める実施計画中止申請書により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、その旨を被認定事業者に通知するものとする。

（認定の取消し）

第9条 市長は、被認定事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 実施計画(第7条の規定による変更があったときは、その変更後のもの)に従って事業を実施していないとき。
- (2) 第5条に定める認定基準に適合しなくなったと認められるとき。
- (3) 法令違反その他の不正な行為があったと認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定により認定の取消しをしたときは、速やかにその旨を被認定事業者へ通知するものとする。
- 3 第1項の規定による認定の取消しにより損失が発生したときは、その損失は被認定事業者の負担とする。
- (報告及び調査)
- 第10条 市長は、必要があるときは、被認定事業者に対して実施計画についての報告を求め、又は調査をすることができる。
- 2 被認定事業者は、第6条第1項第4号に規定する認定の期間における本事業の効果を把握するため市長から報告を求められたときは、別に定める様式により、市長に報告しなければならない。
- (新商品等の調達)
- 第11条 市長は、商品や役務の調達を行うにあたり、被認定事業者が生産又は提供する新商品等の性能、品質、数量、価格等について考慮し、その優先的な調達に努めるものとする。
- (公表)
- 第12条 市は、本事業において、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定による随意契約の方法による契約を締結するときは、北九州市契約規則第20条の2の規定に基づき公表するものとする。
- (その他)
- 第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し、必要な事項は、産業経済局長が別に定める。
- (電子情報処理組織による申請)
- 第14条 第4条の規定にかかわらず、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して申請を行わせることができる。
- 2 前項の規定により行われた申請については、当該申請を書面により行うものとして規定した第4条に規定する書面により行われたものとみなす。
- 3 第1項の規定により行われた申請は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年９月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年７月２２日から施行する。